

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成  
 金融庁  
 二十年財務省告示第二号）  
 経済産業省

改正案	現行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に定める期間において、<u>信用リスクに係る旧所要自己資本の額</u>に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（<u>第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。</u>）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法（<u>先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第二十四条第一項各号及び第四項において同じ。</u>）の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント</p> <p>二 （略）</p> <p>2 <u>先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本</u></p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に定める期間において、<u>旧所要自己資本の額</u>に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント</p> <p>二 （略）</p> <p>2 <u>前項の規定は、内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫について準用する。この場合において、同項中「</u></p>

の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項におい

内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が先進的計測手法の使用を開始するときであつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法の使用を開始するときであつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、商工組合中央金庫が

て同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十七条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあっては、商工組合中央金庫は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を採用していた商工組合中央金庫としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第二十四条第四項において同じ。）。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

の下限)

第二十四条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2. 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3. 前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

の下限)

第二十四条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2. 前項の規定は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫について準用する。この場合において、同項中「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3. 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が先進的計測手法の使用を開始するときであつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法の使用を開始する

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一

ときであつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセント

